イ　治療
ウ　急性期
エ　慢性期
(4) 主な精神障害と看護
ア　症状性を含む器質性精神障害
イ　精神作用物質による精神及び行動の障害
ウ　統合失調症
エ　気分障害
オ　神経症性障害，ストレス関連障害
カ　生理的障害，身体的要因に関連した行動症候群
キ　成人の人格及び行動の障害
ク　小児・青年期の精神及び心身医学的疾患
3　内容の取扱い
(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　精神の健康の保持増進及び精神障害のある人の看護を統合的に学習できるよう工夫すること。
イ　〔指導項目〕の(3)及び(4)については，具体的な事例を取り上げて演習などを行い，精神に障害のある人の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。
ウ　〔指導項目〕の(3)及び(4)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。
(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
ア　〔指導項目〕の(1)については，精神の健康に関する基礎的な内容を扱うこと。また，精神看護の基本的な概念や人間関係，リエゾン精神看護，倫理的課題の現状も扱うこと。
イ　〔指導項目〕の(2)については，精神医療や精神看護の歴史を通して，精神に障害のある人の人権や権利擁護，精神保健医療福祉における看護の役割を扱うこと。また，地域で生活していくための支援システムや必要な援助も扱うこと。
ウ　〔指導項目〕の(3)については，精神障害の状況に応じた看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。
エ　〔指導項目〕の(4)については，主な精神障害に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

第10　在宅看護

1　目　標
看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，在宅看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 在宅看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) 在宅看護に関する多様な課題を発見し，看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3) 在宅看護について，よりよい看護の実践を目指して自ら学び，在宅療養者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
2　内　容
1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。
〔指導項目〕
(1) 在宅看護の特徴
ア　在宅看護の意義
イ　在宅看護の役割と機能
ウ　在宅看護の対象
エ　在宅看護の倫理的課題
(2) 在宅療養を支える制度
ア　地域包括ケアシステム
イ　訪問看護制度
ウ　医療保険制度
エ　介護保険制度
(3) 在宅療養者と家族等への支援
ア　療養生活の援助
イ　治療に伴う援助
ウ　療養者の状況に応じた援助
3　内容の取扱い
(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
ア　在宅での療養に近い状況を設定し，看護科に属する各科目と関連付けた演習などを行い，在宅療養者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。
イ　〔指導項目〕の(3)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。